

実態に即した訪問介護の基本報酬の改定を求める意見書

身体介護、生活援助などの訪問介護は、独居の方だけでなく、要介護者やその家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスである。

しかし、厚生労働省によると、ホームヘルパーの給与は常勤でも全産業平均より月額5万円以上も少なく、有効求人倍率は1.5倍以上という深刻な人材不足となっており、このような現状について、本年2月、東京高等裁判所は「賃金水準の改善と人材の確保が、長年にわたり政策課題とされながら課題の解消に至っていない」と認定している。また、民間の信用調査会社による調査では、2023（令和5）年の訪問介護事業者の倒産件数は過去最多を更新しており、訪問介護を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

こうした中、厚生労働省は本年4月から訪問介護の基本報酬を引き下げ、その理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げている。しかしこれは、ホームヘルパーが効率的に訪問できるサービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅に併設している事業所や、都市部を拠点とする大規模な事務所が利益率の平均値を引き上げているためであり、小規模な事業所を含む全事業所の実態からかけ離れている。

このような状況の中で基本報酬を引き下げたことは、更なる人材不足や訪問介護事業者の倒産を招き、ひいては介護崩壊につながる恐れがある。

よって、国会及び政府においては、住み慣れた地域で安心して日常生活を続けることができるように、訪問介護事業者の経営を安定させるとともに、ホームヘルパーの待遇を改善するため訪問介護の基本報酬について、事業規模や地域の実態に即した利益率を考慮して決定するなど、適正な水準を確保するように求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024（令和6）年11月1日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合、日本共産党及び日本維新の会所属議員全員

並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員

及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員